

香芝市高齢者防犯電話購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者を対象とした特殊詐欺被害を未然に防止することを目的に、防犯機能を備えた電話用機器（以下「防犯電話」という。）の購入及び設置をする高齢者に対し、予算の範囲内において香芝市高齢者防犯電話購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、香芝市補助金等交付規則（平成11年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、防犯電話とは、電話による特殊詐欺被害等を未然に防ぐことを目的に製造された機器であって、次の各号のいずれかに該当する迷惑電話防止機能を有する機器をいう。

- (1) 電話の着信時に、相手方に警告音声を発する機能を有し、通話中に自動的に通話内容を録音する機能
- (2) 迷惑電話番号データベース（警察、自治体等から提供された迷惑電話番号のデータベースであって、着信拒否を判別するための電話番号情報が逐次蓄積されるもの。）に登録された情報により、迷惑電話番号からの電話を自動判別して着信を拒否または着信ランプ等で警告表示する機能
- (3) 非通知着信に対しては着信を鳴らさない機能
- (4) 音声アナウンスによる注意喚起を行う機能

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 交付申請日において満65歳以上である者
- (3) 本市の市税に滞納がない者
- (4) 香芝市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条に規定する暴力団員等と密接な関係を有しない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯電話の購入費及びその設置に直接要する費用とする。ただし、付随するサービスの加入及び利用に要する費用等を含まないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、5,000円とし、補助対象経費が5,000円に満た

ない場合については補助対象外とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、香芝市高齢者防犯電話購入補助金交付申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第5号及び第6号に掲げる書類について、公簿等により確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 本人確認ができる書類
- (2) 購入機器の機能が記載されているカタログ又は取扱説明書の写し
- (3) 購入機器の購入費及びその設置に直接要する費用を確認できる請求書等の写し
- (4) 支払が完了したことが確認できる領収書等の写し
- (5) 住民票の写し
- (6) 本市の市税に滞納がないことを証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者の実績は、前項に規定する申請書によって報告されたものとみなす。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、香芝市高齢者防犯電話購入補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 交付すべき補助金の額は、前項に規定する補助金の交付の決定をもって確定したものとみなす。

3 補助金の交付は、1補助対象者の属する世帯につき1回限りとする。

(補助金の請求)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、香芝市高齢者防犯電話購入補助金請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(検査等)

第9条 市長は、防犯電話を購入したことについて、受給者に対し必要な指示をし、報告を求め、検査をし、または使用状況等について調査をすることができる。

(対象機器の譲渡等の禁止)

第10条 受給者は、補助金の交付の対象となった防犯電話について、適正に使用し、設置日から起算して5年間は、補助金の交付の目的に反して使用、譲

渡し、交換、貸付け、売却又は廃棄等の処分をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 天災等による破産等、受給者の責めに帰すべき事由以外の事由で防犯電話を処分するとき。

(2) その他市長が認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

香芝市高齢者防犯電話購入補助金交付申請書

年 月 日

香芝市長 様

住 所	〒 ー
フリガナ	
申請者氏名	
生年月日	大正 年 月 日 昭和
電話番号	()

香芝市高齢者防犯電話購入補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

購入機器	メーカー名	
	商品名	
	型番	
購入日	年 月 日	
購入額		円
補助対象経費		円
補助金交付申請額	5,000	円

添付書類

- (1) 本人確認ができる書類（運転免許証・保険証の写し等）
- (2) 購入機器の機能が記載されているカタログ又は取扱説明書の写し
- (3) 購入機器の購入費及びその設置に直接要する費用を確認できる請求書等の写し
- (4) 支払が完了したことが確認できる領収書等の写し
- (5) 住民票の写し
- (6) 本市の市税に滞納がないことを証する書類

誓約書

私は、香芝市高齢者防犯電話購入補助金の交付申請に当たり、次の項目について誓約します。

各項目をチェックしてください。

- 転売を目的として防犯電話（以下「電話」という。）を購入しないこと。
- 電話の設置後5年以上当該電話を使用すること。
- 香芝市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等と密接な関係を有しないこと。

年 月 日

(申請者) 氏名

居住及び納税状況調査に関する同意欄

私は、香芝市高齢者防犯電話購入補助金の交付に関し、私の住民登録状況及び市税の納付状況について関係公簿等を調査することに同意します。

(申請者) 氏名

第2号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

住所
氏名 様

香芝市長



香芝市高齢者防犯電話購入補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市高齢者防犯電話購入補助金について、香芝市高齢者防犯電話購入補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり通知します。

交付金額	金 5, 000円
------	-----------

第3号様式（第8条関係）

香芝市高齢者防犯電話購入補助金請求書

年 月 日

香芝市長 様

申請者 住所
氏名

香芝市高齢者防犯電話購入補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり実績を報告し、補助金の交付を請求します。

請求金額	金 5, 0 0 0 円	
補助金の振込先 (申請者名義の 口座に限る。)	金融機関名	銀行・農協 信用金庫
	本支店名	本・支店 出張所・支所
	預金種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

添付書類

振込先が確認できる書類（通帳の写し、キャッシュカードの写し等）